

地域生活支援事業 サービス重要事項説明書

令和3年4月1日現在

この重要事項説明書は、当事業所がご利用者様に地域生活支援事業サービスの提供を開始するにあたり、ご利用者およびご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

第1条 当事業所の概要

事業所名	株式会社 ケアワーク北多摩
所在地	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
開設年月	平成12年4月
連絡先 (緊急時も同一)	TEL 042-461-8230 FAX 042-461-5226
営業日・営業時間	平日 午前9時00分～午後5時15分 土曜日 午前9時00分～午後5時00分
サービス提供地域 (交通費無料)	西東京市、東久留米市、武蔵野市、 練馬区(大泉、関町、石神井地区、立野町)
事業目的	すべての方が安心、かつ充実した社会生活を営むことができるように応援していきます。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">● 利用者の心身の特性、生活環境を踏まえた、より安心のできるサービスの提供を行います。● 可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような、より尊厳を重んじたサービスの提供を行います。● 自立した訪問介護員を育成、および技能向上を図り、より質の高いサービスの提供を行います。● 関係市町村、地域の保健・医療・福祉その関係機関との充分な連携を図り、より総合的なサービスの提供を行います。

第2条 当事業所の職員体制

	資格、業務内容等	常勤	非常勤	計
管理者	ヘルパー業務の 総責任者	1人		1人
サービス 提供責任者	ヘルパー業務の 責任者	2人 (2人)		2人 (2人)
事務担当職員	一般事務	1人 (人)	1人 (人)	2人 (人)
訪問介護員 (ホームヘルパー)	介護福祉士	2人 (2人)	3人 (0人)	5人 (2人)
	ホームヘルパー (1・2級)	0人 (0人)	5人 (0人)	5人 (0人)

※ () 内の数字は、男性の人数です。

- 訪問介護員は、介護福祉士、訪問介護員養成研修1～2級課程又は介護職員実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修の修了者です。
- 訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をもとめることができます。

(この頁、以下余白)

第3条 こんなサービスが利用できます。

当事業所が提供している障害者総合支援法の地域生活支援事業サービスは、サービスの内容により、「移動支援」「生活サポート」に分けられます。

まず、「移動支援」「生活サポート」とは、それぞれ次のようなサービスです。

移動支援

- ①ご利用者の社会生活上必要不可欠な外出、または通学・通所の際の移動の支援
- ②ご利用者の余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援

生活サポート

日常生活の見守り及び家事に関する支援

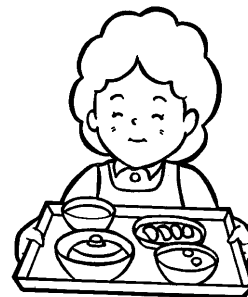
掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



買い物



第4条 次のサービスは地域生活支援事業サービスでは提供できません。



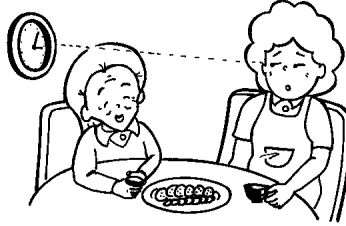
ご利用者本人以外の
洗濯・調理・買い物・布団干



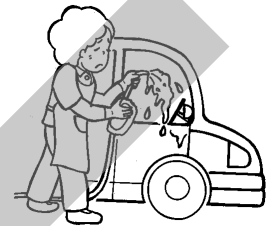
主としてご利用者が
使用する居室等以外の掃除



来客の応接
(お茶、食事の手配など)



話し相手のみ・留守番



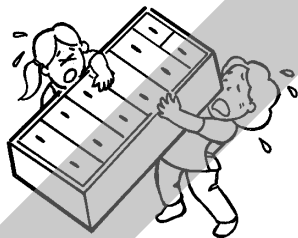
自家用車の洗車・清掃



草むしり



花木の水やり



家具・電気器具等の
移動修繕、模様替え



ペットの世話
(犬の散歩など)



大掃除、窓のガラス磨き、
床のワックスがけ



室内外家屋の修理、
ペンキ塗り

園芸
(植木の剪定など)



特別な手間をかけて行う料理
(おせち料理など)

第5条 具体的な利用料は、次の通りです。

サービスの利用料は、市町村が定めた公定価格（給付費）の1割負担となっています。サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。下の表の「利用料」は、利用者が自己負担していただく目安の金額です（「サービス費用」の1割です）。

西東京市・東久留米市料金表

	30分まで	30分～ 60分	60分～ 90分	以降 30分ごと
西東京市 移動支援（身体あり）	160円	320円	480円	+80円
西東京市 移動支援（身体なし）	100円	200円	300円	+100円
西東京市 生活サポート	80円	160円	240円	+80円
東久留米市 移動支援（身体あり）	160円	320円	480円	+160円
東久留米市 移動支援（身体なし）	90円	180円	270円	+90円

第6条 交通費

- 訪問の際に要する交通費
 - ・ 通常のサービス提供実施地域（※） → 無料
 - ・ それ以外の地域 → ご利用者の実費負担となります。

（※）通常のサービス提供地域については、1ページに記載しています。

- 買い物時や薬の受けとり時の交通費 → ご利用者の実費負担となります。
- 移動介助・通院介助時の交通費 → ご利用者の実費負担となります。

第7条 水道代・ガス代

ご利用者のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はご利用者の実費負担となります。

第8条 電話代

ご利用者のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はご利用者の実費負担となります。

第9条 コピー代

サービス提供に関する記録（※）等をコピーした場合、ご利用者の実費負担となります。
(1枚あたり10円)

(※) 当事業所は、地域生活支援事業の提供に関する記録を作成し、ご利用者の支給決定通知書の有効期間が満了する日から5年間保管しています。

第10条 その他の料金

地域生活支援事業が適用されないサービスを利用する場合、別途契約を行った上、ご利用者の全額自己負担となります。

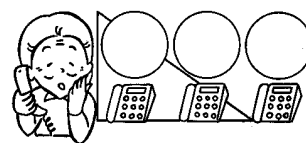
当事業所では、次のようなサービスを行っています。

サービス名	サービス内容	利用料（全額）
請負サービス業	地域生活支援事業が適用されない部分の家事や介護に対するヘルパーの派遣	請負契約書をご参照下さい
家政婦(夫)紹介業	長時間の家事や介護が必要な方に対するケアワーカーの紹介	応相談

(この頁、以下余白)

第11条 サービス利用のキャンセル料

ご利用者の都合により、予約していたサービスの利用を中止する又はサービスの開始時刻が遅れた場合、キャンセル料が必要となる場合があります。詳しくは、下の表の通りです。



○ 事前に連絡があり、サービスの利用を中止する場合

サービス提供の 24 時間前までに連絡がない場合	1, 600円を請求します。
サービス提供の 24 時間前までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です。

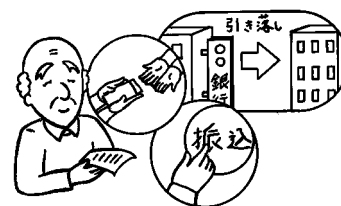
○ 事前に連絡がなく、サービス開始時にご利用者が不在の場合

サービス開始時刻より 10 分～20 分以内で戻られた場合	800円を請求します。
サービス開始時刻より 20 分経過しても戻られない場合	1, 600円を請求します。

- ※ 事前に連絡がなく、サービス開始時にご利用者が不在の場合、訪問介護員はサービス開始時刻より 20 分間、ご利用者宅の前で待機します。20 分経過してもご利用者が戻られない場合は、サービスの利用の中止とみなさせていただきます。
- ※ ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

第12条 支払方法

- サービスを利用した場合、翌月 20 日までに前月分の利用料の請求をいたします。（「請求書」をお渡しします）。
- 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。
- 支払方法は銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの 3 通りの中からお選びください。振替日・引き落とし日は、翌月の 27 日です。現金集金の場合は、翌月の末日までに、お支払いください。
- お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。



第13条 緊急時の対応方法

ご利用者の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。



	主治医 (かかりつけ医)	ご家族 ()	その他 ()
氏名			
連絡先 (電話番号)			
住所 (所在地)			

第14条 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

- 当事業所は、ご利用者にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、地域生活支援事業として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。
- ご利用者に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するご利用者の権利擁護等の必要が生じた場合には、ご利用者のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

第15条 損害賠償

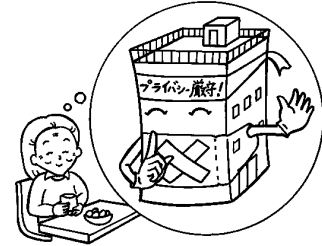
当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。
当事業所がご利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。



加入保険名	賠償責任保険
賠償できる事項	当事業所の訪問介護員の過失により、ご利用者が怪我をされたり、ご利用者の家財を壊したりしたときなど
当事業所の 連絡担当者	(氏名) 町田 幸子 (連絡先) 042-461-8230

第16条 プライバシーについて

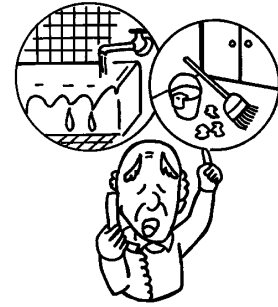
- 当事業所は、ご利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。
- サービス担当者会議などにご利用者やそのご家族の情報を利用するには、ご利用者の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「ケアワーク北多摩サービス利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくこととなります。



（この頁、以下余白）

第17条 こんな場合はこちらまで

- ① 担当者と連絡を取りたい場合
- ② 予約していたサービスの利用を中止したい場合
- ③ 夜間・休日に連絡を要する場合



<連絡先>

042-461-8230

(夜間・休日は携帯電話に転送)

- ④ サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(当社の苦情相談窓口)

お客様の声係 町田 幸子	連絡先 (042) 461-8230 受付時間(平日) 午前9時 ~午後5時15分
-----------------	---

(地域生活支援事業サービスの苦情について)

西東京市役所 健康福祉部 障害福祉課	連絡先 (042) 464-1311 受付時間(平日) 午前9時 ~午後5時00分
-----------------------	---

東久留米市役所 健康福祉部 障害福祉課	連絡先 (042) 470-7777 受付時間(平日) 午前9時 ~午後5時00分
------------------------	---

第18条 市町村や主治医(かかりつけ医)との連携

- 当事業所は、サービスの提供にあたり、市町村や主治医(かかりつけ医)との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。



第19条 契約の終了

ご利用者が施設に入所や入院した場合などは、契約は自動的に終了します。

第20条 契約の解約について

当社に7日前までに解約を申し出ていただきましたら、希望する日に解約することができます。

ご利用者は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

当事業所が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（1か月前に文書でお知らせいたします）。

また、ご利用者又はご家族が故意又は重大な過失により事業所もしくは担当の職員等の生命、心身、財産、信用等の著しい不信行為を行った場合は、直ちに契約を解除します。

第21条 当事業所の特徴

当事業所は、ご利用者により良いサービスを提供できるよう、提供する地域生活支援事業の質の評価を行い、常にその改善を図るような取り組みを行っております。

第22条 当事業所の法人概要

法人名	株式会社 ケアワーク北多摩
法人種別	営利法人
法人所在地	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
設立年月	平成9年12月
代表者氏名	町田 富士雄
電話番号・FAX	TEL 042-461-8230 FAX 042-461-5226
地域生活支援事業以外に行っているサービス	<ul style="list-style-type: none">● 居宅介護支援事業（介護保険法）● 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法）● 居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業 指定相談支援● 登録喀痰吸引等事業● 「ひとり親支援」等の行政委託業務● 訪問介護事業等に付随する請負業務● 看護師・家政婦（夫）紹介事業

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	住所	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
	名称	株式会社 ケアワーク北多摩
	説明者	サービス提供責任者

印

サービス契約の締結に当たり、契約書および本書面により重要な事項を説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

※ 代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。
代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。

利用者は、身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が代わって、その署名を代筆いたします。

署名代筆者	住所	
	氏名	印
	(利用者との関係)	

